

古典ヒンドゥー法の婦女の家産相續

おもひ strīdhana に關する規定

山 崎 利 男

本稿は「古典ヒンドゥー法の家産分割規定」(「東洋文化研究所紀要」111)に續くものであつて、古典ヒンドゥー法の婦女の財産關係——家産についての婦女の相續および strīdhana によるばれる婦女の特有財產——に關する規定を考察する。⁽¹⁾

〔古典ヒンドゥー法典の略稱は次のとおりである。第一期 Āp=Āpastamba, Ga=Gautama, Va=Vāsiṣṭha, Ba=Baudhā-yana. 第二期 M=Manu, Y=Yāñavalkya, Vi=Viṣṇu, ŚL=Śankhalikhita. 第三期 N=Nārada, B=Bṛhaspati, K=Kātyāyana, Vy=Vyāsa, Hā=Hārita. たゞ Kauṭ=Arthaśāstra of Kauṭīja〕

古典ヒンドゥー法は男子が家産を分離する」とを相續の基本原理として、男子を相續人と定めてゐるが、妻・女子の相續についてのよう規定しているのであらうか。このことについて時期を追つて検討する。

第一期では、Ba は「タイティリーヤ・サンヒタ」vi. 5.8.2 を引用して、「婦女は力 (indriya) がなく、相續でかな」(adāya) と考えられるが、シヨルティはこう⁽²⁾」とあり、家産についての婦女の相續を否認してゐる。そして

古典ヒンドゥー法の婦女の家産相續および Strīdhana に關する規定

Ap と Ga とは、男子なき場合の相續順位の規定にて女子あるいは妻をサピングなどの後に記しているが、この規定を女子あるいは妻がサピングなどのいない場合に相續すると解釋するにせよ、またサピングなどと同じ順位にて共同に相續すると解釋するにせよ、⁽¹⁸⁾ 婦女が相續上極めて劣つた地位にあることは明らかである。第一期にはこれらの他に婦女の相續に關する規定は見出せず、婦女が家産を相續する」とは認められていなかつた。

次いで M にても妻の相續が認められなかつた」とはしばしば指摘されたとおりである。女子については、「兄弟はそれぞれ自己の分から未婚の女子に與うべきである。自己の分から四分の一を〔與うべきである〕。拒む者は patita となる」とあり、女子の相續分を男子の四分の一と認めているが、女子が直接に家産を男子とともに相續するのではなく、男子の相續財産から分與されるという表現をしている。しかるに Y, Vi には婦女の相續上の地位が向上した。第一は男子がいる場合にも婦女の相續分が認められたことである。Vi. xviii 34-35 は妻と未婚の女子の相續分を男子に應すべきものと規定している。また Y は、夫の死後の分割には妻の相續分を男子と同額とし、生前分割には、夫あるいは義父が stridhana を與えていい場合、妻の相續分を同じく男子と同額としている。⁽¹⁹⁾ Y. ii. 124 には「以前にサンスカーラを行つた兄弟は、まだサンスカーラを行わぬ者にサンスカーラを行い、姉妹には自己の分かの四分の一の分を與えて〔行うべきである〕」とあり、前記の M と同様な表現をもつて女子の相續分を男子の四分の一と規定していれる。⁽²⁰⁾ へに女子の相續財産が嫁資に相當するものであることが知られ、SL. 276 には「財産分割のときには未婚女子は kanyālankara (未婚女子の裝飾品) · vaivāhika (嫁資) · stridhana を得べきである」とあり、女子の相續財産の性格を明瞭に記している。第二に男子なき場合については、Y. ii. 135-136, Vi. xvii. 4-5 には第一に妻が、次に女子が相續する」とが記され、いのいとは兩法典以前の規定には見出せなかつたことである。

第三期には、前記の Y, Vi の規定が繼承されて婦女の相續上の地位が安定した。まず第一の點については、N. xiii. 12 cd に「夫の死後には母は男子と均しい分をもつべきである」⁽¹⁰⁾ とあり、K. 851cd も同趣旨であり、B. xxvi. 22 に「彼(父)がないときには生母は男子と均しい分をもつ。母は彼ら(男子)と均しい分をもつ。女子は四分の一の分をもつ」⁽¹¹⁾ とあり、寡婦の相續分は男子と同額であることが規定されている。また N. xiii. 13 には女子の相續分が認められており、前記の B の規定にはそれが男子の四分の一と記されており、K. 858 には「財産が」與えられていない女子には四分の一の分が、男子には三つの分が述べられる。だが乏しい財産の場合には均等であると宣べられる⁽¹⁴⁾ とあつて、女子の相續分は原則として男子の四分の一と規定されていて、その額は M 以後一致して $\frac{1}{4}$ が知られる。そして Devala には「未婚の女子には父の財産からよき vaivāhika (嫁資) を與うべきである」⁽¹⁵⁾ があり、ここにては嫁資と明記されている。

第二の點については、大體 Y, Vi と同じく妻・女子が最初にあげられている。すなわち、Vṛddha Manu に「男子なき妻が夫の床を守り、忠實に〔祭儀を〕行うときには、ピンダ(祭菓)を與えて全財産を得る」⁽¹⁶⁾ とあり、M では認められなかつた男子なき場合の寡婦の相續について規定しており、N. xiii. 50 に「男子がいないときには、女子が〔男子と〕同等に繼承する故に〔相續する〕。男子と女子との兩者が父の繼承者である」とあり、同様に女子の相續を認めている。また B. xxvi. 94, 96 (= 136) には男子なき場合には妻が相續することを規定⁽¹⁸⁾し、126 には「妻が夫の財産を取る者であり、妻がいなければ女子が〔取る〕と宣べられる」⁽¹⁹⁾ とあり、妻が女子より優位することを規定しており、K. 927 も同じく妻・女子と相續順位を定めている。⁽²⁰⁾ いひで注目されるのは婦女の相續上の地位を強調した B の規定である。すなわち、「聖典・スムリティの規定・地方の慣習にて、また聖人によつて、妻は〔夫の〕半身であり、

善惡の果は等しいと宣べられる。妻が死なないときには夫の半身が生もっている。半身が生きているときには他の者がどうして「夫の」財産を取りえよう。⁽²¹⁾ 「妻が」先に死ぬときには **agnihotra** [儀式] を「行い」、夫が「先に」死ぬときには、妻が夫に貞節であれば、その財産を「取る」。これは永遠の法である⁽²²⁾ とあり、夫の半身としての妻の地位および寡婦の相續上の地位が強調されている。同様に女子については、男子と同じく父の身體から生れた者であり、女子がいる限り、他の者が財産を取ることができないと述べている。

このように、婦女の家産相續の規定は時期を追つて大いに發展した。約言すると、第一期にては婦女の相續分が認められなかつたが、第二期に至つて妻の相續分が Y, Vi によつて認められ、また女子の相續分が M を初めとして規定され、これは嫁資としての性格が濃厚であつた。同時に男子なき場合の相續人として第一位に妻、女子が規定された。次いで第三期には妻、女子の相續上の地位が安定して、妻の相續分は男子のそれと同額を、女子の相續分は男子のそれの四分の一を認める規定が多かつた。⁽²³⁾

次に stridhana の問題について考察する。⁽²⁴⁾ stridhana とは婦女ことに妻の特有財産を意味する。Āp は、「夫婦には分割が存しない。婚姻のときから祭儀は共同である。また功德の果も財産の取得も同じ〔共同〕である。夫が不在のときに理由があつて費すときには盗みと見做されない」と記し、夫婦の共産を述べており、そして裝飾品と親族が與えた財産を妻の特有財産とする規定を一説として掲げているに過ぎない⁽²⁵⁾。しかし Ba. ii. 2, 3, 43, Ga. xxvii. 24, Vā. xvii. 46 にはいずれも妻の特有財産を認め、これを女子が相續することを規定している。従つて第一期にて既に妻の特有財産が認められて、これを夫の財産=家産と區別されたことが知られる。

次いで有名な M. ix. 194 の規定には、婚禮の聖火の前にて與えられるもの、婚禮の行列にて與えるもの、愛情の

行為によつて與えられたもの、父・母・兄弟から與えられるものの六種を stridhana として記し、)の規定は N. xiii. 8, K. 894 に繼承されてゐる。また V. ii. 143-144 ab, Vi. xvii. 18 には)れと若干異なる規定があり、K. 895-901 には詳しく述べてある。これらの第一・二期の規定によれば、stridhana は次のようなものである。(1) 父・母・夫などの近親者から與えられたものであるが、取得産を含むかどうかは明らかでない。(2) 宅として婚姻に際して與えられるものであるが、婚姻後に與えられるものも含まれる。(3))のよう既婚の婦女=妻の財産であるが、K. 901 には「既婚の女子あるいは未婚女子が夫あるいは父の家にて兄弟や兩親から得るものを saudayika と宣べられる」とあり、saudayika は stridhana の一種であつて、)に未婚女子に與えられたものを含むい)が知られる。

しかし stridhana の内容を明記した規定は少く、第一・二期には裝飾品 (*alaṅkara*) が記されているだけである。Kaut. には「stridhana は生計費 (*vṛitti*) と裝飾品 (*ābadhya*) である。生計費は一千ペナ以上置かるべきで、裝飾品には定めがない」とあつて、第三期には、K. 902 に「父母・夫・兄弟・親族は能力に應じて不動産を除いて一千ペナを stridhana として婦女に與うべきである」とあり、Vy. ii. 149 も「一千ペナの生計費を規定しており、兩者とも Kaut. の規定を繼承している。」)の)の stridhana が主として裝飾品と生計費からなると考えられてゐる。ただ第三期には、前記の K. の規定は不動産が stridhana に含まれない」とを述べ、また B. xxvi. 99 は寡婦が夫の不動産を相続できないことを規定してゐるが、K. 919 に「兩親が女子に與えた不動産は、〔彼女が〕子なくして死すときには、常に兄弟に歸す」とあり、B. xxvi. 104, 97 にも同様に婦女の不動産享有を認める規定があり、不動産については規定が對立してゐる。

い)の *stridhana* は、前稿で述べたように、特有財産として家産と區別されて、婦女が自己の *stridhana* を任意に處分する事が認められ、また妻が獨自に債務を作り、これをその *stridhana* から辨済すべき」とを規定している。い)と第三期には學識および勇氣によつて取得した特有財産と並んで *stridhana* があげられて、その性格が明瞭に規定された。すなわち、N. xiii. 7 には「母が自分の財産を愛情をもつて與えるときには、い)の（特有財産の）規定が適用される。母は父と同じであるから⁽³⁹⁾」とあつて、夫の特有財産の場合と同様に妻の *stridhana* の任意處分を認めている。K 911-913 は「夫・男子・父やえも *stridhana* について権利がなく、彼らがそれを力をもつて費せば、利息とともに辨済し、その上に罰金を科すべきであり、また同意を得て費せば、元金を辨済すべき」とを規定して⁽⁴⁰⁾、*stridhana* が妻の特有財産として獨立し、家族の他の成員がそれを消費する場合には貸借關係が生ずることを述べている。ただ不動産については、前述のように、婦女がそれを享有することについて對立する規定があるが、さらにその享有を認めて、その處分について規定が對立している。すなわち、K. 906 には「*saudāyika* にては婦女は常に獨立 (*svātantrya*) であると述べられる。⁽⁴¹⁾ 不動産であつても任意に賣却・贈與できる」とあり、これが婦女に不動産の任意な處分を認めた唯一の規定であるが、N. i. 26-28 には妻の不動産處分を認めず、夫あるいは男子の承認を得べき」とを規定している。⁽⁴²⁾

そして Kaut は前記の規定に續いて、(1) *stridhana* は妻が自身や子を維持するためあるいは夫の不在中に夫の財産⁽⁴³⁾ 家産がないときに使用するものであると記し、(1) 夫は妻の *stridhana* を窮乏の際にあるいは祭儀のために使用することを認めている。前者については、K. 905 にも *saudāyika* は婦女がみじめな生活をしないために設けられるものであると説明している。後者については、Y. ii. 147 に「飢餓・祭儀施行・病氣・災害のときに、夫が

stridhana を取つても、妻に支拂うに及ばない」とあり、Devala も同趣旨であつて、特定の場合には夫が妻の stridhana を無償にて處分する」とを認めてゐる。だが K は前記のように夫が妻の stridhana を消費するときには辨濟すべきことを規定し、やむのに夫が病氣・災害などの場合でも夫婦間に貸借を認めており、ただ辨濟時期を夫の任意としている。⁽⁴⁵⁾

それでは stridhana の相續はどうのよう規定されたのであらうか。男子が家産を分割するいひは相續の基本原理であるのに對比して、女子が stridhana を相續するのが原則である。すなわち、第一期には Ga. xxviii. 24, Ba. ii. 2, 3, 43, Va. xvii. 46 は云々されど女子の相續を規定し、その後にも M. ix. 131 ab, Y. ii. 117 cd, Vi. xvii. 21, ŠL. 298, N. xiii. 2 cd, B. xxvi. 31, K. 918 ab も同様であつて、⁽⁴⁶⁾三期を通じてその規定が記されてゐる。そして B. xxvi. 31 に「夫なき妻の stridhana があるとき、未婚の女子がその分をもへ。もし結婚したならば、僅かなものを取るくさりある」とあるように、未婚の女子が既婚の女子に優位し、K. 918 ab には「女子がないときには財産は男子に屬すべきである」とあるように、女子が男子に優位する」とが規定されている。また女子がいない場合には彼女の子（女子）が相續する」とが多くに規定され、M. ix. 193 に「彼女（女子）の女子は祖母の財産から愛情をもつてなんらかのものを適當に與えべきである」とあり、女子の女子に stridhana から若干のものを與えね」とを規定し、stridhana の相續に女子の血統を重視する理念があらわれてゐる。

しかし古典ヒンンドゥー法にては stridhana を女子のみが相續するいひは一貫してゐない。M. ix. 192 は「生母が死んだときには同胞の兄弟と同胞の姉妹が母の財産を均しく分つべきだある」とあり、ŠL. 297, Devala も同趣旨であり、⁽⁴⁷⁾男子と女子とが母の stridhana を均等に分割する」とが規定されて、女子が男子に優位していない。やむ

に Paithinasi には男子が女子より優位し、男子がない場合に女子が相続する)とを規定している。

次に子がない場合の stridhana の相續については、Devala に「子がないときには夫・母・兄弟あるいは父が取るべきである」とあり、夫以下が相續する)とを規定しており、前記のよろび K. 919 は不動産の場合には實の兄弟が相續することを規定しているが、そのほかは婚姻形態や財産の取得事由によって規定している。すなわち、古典ヒンドゥー法は八種の婚姻形態を規定し、M. ix. 196-197, V. ii. 145, Vi. xvii. 19-20, N. xii. 9, K. 920 には、ブライフマ婚・ダイヴア婚・アールシャ婚およびブライジャーペティ婚には stridhana は夫に歸し、アースラ婚・ガーンダルヴァ⁽⁵⁸⁾婚・ラーケクシヤサ婚・ペイシヤーチャ婚には實父母に歸する)とを規定している。前の四形態はバラモンごとにハルマニ適つたものであり、後の四形態はしかるべきものである。他方 V. ii. 144 には「親戚 (bandhu) が與えたもの、嫁資、anvadheyaka は、妻が子なくして死ぬときには bandhu が取得すべきである」とあり、また K. 918 ed も「bandhu が與えたものは bandhu がいなゝときには夫に歸す」とあり、いわば baudhu は妻の實家族の者を意味すると考えられ、bandhu が與えた stridhana は男子なきときには夫に屬する、bandhu に屬する)とを規定している。そして M. ix. 200=Vi. xvii. 22 には「夫の生前中には、妻が著けた裝飾品があるときには、相續人 (dayada) はこれを分けてはならない。分つ者は墮する」⁽⁵⁹⁾ とあり、夫が妻に與えた裝飾品は夫の支配に屬する)と述べたものであり、K. 907 にも夫の生存中に妻は妻が與えたものを處分できないと規定している。

以上のように、stridhana については時期が降るに従つて詳しく述べ規定され、それは婦女が婚姻の際に夫・父母などの近親者から贈與されたものを主とするが、婚姻以前または以後に贈與されたものを含み、その内容としては裝飾品と生計費 (vr̥tti) が考えられた。stridhana は婦女の特有財産として獨自に處分する)とが認められて、いと

Kは家族の者との間に貸借を規定してゐる。そして第三期には婦女の不動産の享有もいに處分に關して對立する規定が見られる。それは女子が相續するりんを原則としたが、その規定は「買せり、子孫がなむ」とは婚姻形態と財産取得事由によつて、夫あるいは實父母が相續した。

- 1 本註にては前記拙稿論文に示した略稱を用ひる。婦女の相續につゝては Kane : HDh. iii. pp. 700-716, A.S. Altekar : The History of the Widow's Right of Inheritance, Journal of the Bihar and Orissa Research Society, Vol. xxiv. 1937. pp. 4 ff. 参照。

2 Ba. ii. 2.3.46. nirindriyā hy adāyāś ca striyo mattā iti śrutiḥ. cf. SBE. xiv. pp. 231 f. n.

- 3 Haradatta の註釋は「カウタマは男子のうなじゆかには妻がサムハダなどあるべく同じ分をへるべし」もゐる。cf. Kane : HDh. iii p. 702. n. 1349.

4 たゞ putrikā (指定女) の問題がゐる。これは後日の論文にて述べるべくす。

- 5 M. ix. 118 svebhyo'nīśebhyas tu kanyābhyaḥ pradadyur bhrātarah pṛthak | svāt svād anīśāc caturbhāgām patitāḥ syur adītsavah || 女子の相續分の四分の1は後に述べるやいに Y, B, K ども異べ。これは“Mit の解釈のようだ”、各男子が相續分かぬ四分の1やの由ゆの由ゆでなく、また全家産の四分の1やの由ゆでなく、女子が男子と假定した場合に取得する相續分の四分の1と解かるのが合理的である。cf. Kane : HDh. iii. p. 619.

- 6 Vi. xviii. 34-35 は「母は男子の分に應じて分を取る。未婚の女子も同様」 (mātarah putrabhāgānusārena bhāgāpahā-riṇyāḥ. anūdhāś ca duhitaraḥ.) とある。

- 7 Y. ii. 123 cd は「父の死後に女へむあひせり、母へむあひせり、女を取るくわづら」 (pitrur īrdhvam vibhajatām mātāparyāṁ samām baret ||) とあり、Y. ii. 115 は「めし均しう分を與えぬなむせ、夫めのうは義父が strīdhana を與へり

古典カムカ一法の婦女の家産相続および Strīdhana に關する規定

なゝ場合にば「妻は均」^レ「女もハノクル」(yadi dadyat samān amīśān kāryāḥ patnyah samāniśikāḥ | na dattam strīdhanaṁ yāśām bhartrā vā svāsureṇa vā ||) ～^ス。

8 Y. ii. 124. asaṁskṛtā tu saṁskāryā bhraṭbhīḥ pūrvasamīkṛtaḥ | bhāginyaś ca nijād amīśād dattvāṁśān tu turiyakam || Vi. xv. 31 ～ 「夫婦の女子には財財の財力に應じてかんべカードを[ハノクル]」(anūdhānaṁ svavittānurūpeha saṁskāraṁ kuryāt.) ～^ス。 Kaut. iii.5. p. 161 ～ 「女子に賃費を〔與ハノクル〕」(kanyābhyāś ca pradānīkam.) ～^ス。

9 ŚL. 276. vibhajyamāne dāyārthe kanyālāṅkāraṁ vaivāhikam strīdhanaṁ kanyā labhet. vaivāhika ～^ス K. 880 ～^ス。

10 N. xiii. 12 cd. samāniśabhaṇī matā putrāñāṁ syān mṛte patau ||

11 K. 851 cd ～ 「父の死後には母は男子へ回歸」^レ「女もハノクル」(mātāpi pitari prete putratulyāṁśabhaṇī ||) ～^ス。

12 B. xxvi. 22. tadabhāve tu janani tanayāṁśasamāniśī | samāniśā matrāś teṣāṁ turiyāniśā ca kanyakā || Vy. ii.134 ～ 「男子たゞ父の妻は均」^レ「女もハノクル」(asutās tu pituḥ patnyāḥ samāniśāḥ prakīrtitāḥ | pitāḥ sarvā mātṛtulyāḥ prakīrtitāḥ ||) ～^ス。 嘸^レ「相續分が男子へ回歸」^ス「女もハノクル」(母子は父方祖母) ～「同類」^ス「女もハノクル」。

13 N. xiii. 13 ～ 「既婚男子には多く分を、未男子には少く分を、殘りの男子には均しき分を女もハノクル」^ス。また未婚の女もハノクル。

14 K. 858 (=B. xxvi. 23). kanyākānāṁ tv adattāñāṁ caturtho bhāga iṣyate | putrāñāṁ tu trayo bhāgāḥ sanyam

tv alpadhane smṛtam ||

15 Devata (Kṛt. Vy. p. 670) ab. kanyābhyaś ca piṭdravyam deyāṁ vaivāhikam vasu ||

16 Vṛddha Manu (Kṛt. Vy. p. 745, Apa. p. 742). aputraśāyanam bharyuḥ pālayanti vrate shtitā | patny eva

dadyāt tatpindām kṛasnam arthāt labheta ca || cf. Prajāpati (Kane : HDh. iii. p. 712. n. 1362).

17 N. xiii. 50. putrābhāve tu duhitā tulyasāntānakāraṇāt | putraś ca duhitā cobhau pituḥ samitānakārakau ||
Nは男子なき場合の相續順位の規定(xiii. 50-52)にて妻を認めて、王が妻に生活費(jivana)を與へ、「妻と記」
たるN. i. 17には男子なき寡婦が夫の債務を賄済すべきことを規定して、「財産と債務とは妻裏である」
男子なき場合に寡婦の相續を認めていたと解釋される。

18 B. xxvi. 94 に「父・同胎の兄弟・サクルヤが死ぬる、妻が子なくして死んだ者の分を取る者也ね」(sakulair vīyamā-
nas tu pīṭhīrātsanābhīhiḥ | asutasya pramitasya patni tadbhāgarāriṇī ||) とある。

19 B. xxvi. 126. bharturdhanahari patni tān vinā duhitā smṛtā ||

20 前記拙稿論文、1回半頁。だがSL. 293=Paithinasi=Yama ～Devala ～男子なき場合の相續順位の規定にて妻・女
子を兄弟より劣位に記しておる。

21 B. xxvi. 92-93. āmnāye smrititatre ca lokācāre ca sūribhiḥ | śariśādham smṛtā bhāryā punyāpūryaphale
samā || yasya nōparatā bhāryā dehārdham tasya jivati | jivaty ardhāśāre'rhām katham anyaḥ samāpnuyāt ||
Kṛt. Vy. p. 746, Apa pp. 740f. にはこれが續いて94(龍詔18)の規定が引用され、おり、これが男子の相續を除外する
「母たゞへりせらむやもたゞへ」男子なき場合の相續にわたる規定と解釋される。

22 B. xxvi. 95. pūrvāprāmit-agnihotram mṛte bharatari taddhanam | vindet pativrataḥ nārī dharmā eṣa sanātanaḥ ||

23 B. xxvi. 127 に「女子は男子の同じく人の支取が生れる。やれ故に他の者ぶらうし父の財産を取るべし」とある
(aṅgād aṅgāt sambhavati putravat duhitā nrpām | tasmāt pīṭhīhanam tv anyaḥ kathām grhnīta mānavāḥ ||)
とある。

śulka せ嫁資、もろいは婚姻に際して花婿（または彼の父）が花嫁（または彼女の父）に與える財産を意味するのやもろが
(cf. Kane: HDh. iii. pp. 775 ff.)。K. 898 には「家具・乗物・乳牛・裝飾品・奴隸 (karmin)・まぐひふの價 (mūlyam)
を得るべく やれば śulka うそねれぬ」(grīhopaskara-vāhyānām dohy-ābharaṇa-karmīnam | mūlyam labdhām tu yat
kīcic chulkam tat parikīrtitam ||) と如く śulka を別様に解釋」べや。また Devala は strīdhana の因縁へ
→ लभा विश्वामीः。

31 K. 901 (=B. xxvi. 29) उद्धयाकन्यावपि भर्तुपित्रग्रेपिवा | भ्रतुपि सकाशपित्रवालद्धमं सौदायिकम्
स्मृतम् || K. は婚姻の時に聖火の前にし與へられたものを狹義の strīdhana と解釋」(895)。繰り上 adhyāvāhanika た
るを説明へべらぬ (896-901)。又 सौदायिका が明らかに廣義の strīdhana と 1種と解釋される。たゞ Vy. ii. 151
には「女子が婚姻とあわむる婚姻の後にしめ父・夫・家 (grīha) が得た財産」を saudāyika と規定」べらぬ。
32 Āp. ii. 6.14. 9, Ba. ii. 2.3.43, M. ix. 200, Vi. xvii. 22. ある alankara と ābadlyā と ābharaṇa (K. 898,
Devala) の二語は明確に區別されべらぬれたのやはならぬが、これも同義語である。

33 Kaut. iii. 2. p. 152. वृत्तिर अध्यायम् वा स्त्रीधनम्. paraadvīśāśrā स्थाप्य वृत्तिः. अध्यायान्यमः.

34 K. 902. पितृ-मातृ-पति-भ्रती-जनतीभिः स्त्रीधनामि स्त्रियाऽयथासक्त्या द्विशास्राद दातव्यामि स्थावराद ते ||

35 Vy. ii. 149 は「婦女に財産から十貫の贈物を與へくわゆる。また夫が與えたものな、婦女は任意に享有す。」かくも
「」 (dvishasra-paṇo dāyah श्रीयादेयो धनास्यात् यत्कामाम अनुयात् ||)
→ अ० 45 देवला (Āp. p. 755) は「生計費・装飾品・嫁資 (śulka)・lābha は strīdhana と如く。〔婦女は〕じつ
自身にて享有着。夫は危機を除く〔享有〕やあな」 (वृत्तिर अभाराणां शुल्कम् लाभाश्च स्त्रीधनाम् भवेत् |
bhoktrī ca svayam evedam patir nāhaty anāpadī ||) と如く。又 न जाम् यज्ञे生計費と装飾品と strīdhana の因縁へ
べらぬ。

- 36 B. xxvi. 99 云々「分離した財産の場合には、夫の死後に抵當や他の財産と認めるべきものか、不動産を除いて、夫の妻が得く もらひ得る」(yad vibhakte dhane kiñcid ādhyādividhisamstham | tajāyā sthāvaram muktvā labheta gata bhartṛkā ||) 云々、100 云々「婦女は節約でもう少しも分をなし」と不動産を「得る」だる」(vittasthāpi kṛte'py arīse na stri sthāvaram arhati ||) 云々。

37 K. 919. pitṛpṛhyām caiva yad dattām duhituḥ sthāvaram dhanam | aprajāyāmatātyāyām bhṛātṛgāmi tu sarvadā ||

38 B. xxvi. 104 云々「義父が婦人に與へた不動産などを財産か、義父の死後には他の者が力ある 云々」(sthāvarādīdhanam stribhyo yad dattām śvāśuretu tu | na tac chaktryam apāhartum itaraiḥ śvāśure mṛte ||) 云々、回り 97 云々「寡婦ば」動産・不動産・金・銀・穀物・果汁・衣服を取れ、1ヶ月・六ヶ月などを ① śrāddha ② श्राद्धम् 云々 (jaṅgamānī sthāvaram hema rūpya-dhānya-ras-āmbaram | ādaya dāpayec chrāddham māsaṇamāsikadikam ||)

39 N. xiii. 7. mātrā ca svadhanam dattām yasmai syāt prītipūrvakam | tasvāpi eṣa vidhir drṣṭo mātāpi hi yathā pītā ||

40 K. 911-913 云々「夫・男子・父・兄弟は strīdhana を取るが、夫婦の間の権利がなる。夫」〔彼は ① 云々〕だれかが力を ② 云々する strīdhana を費すならば、「彼に」利息 ③ 云々に支拂わしむく もらひ、罰金を科す もらひ得る。もし愛情をもつて同意を拂う 異常なれば、財産をもつゝか、元金を支拂ふ もらひ得る」(na bhartā naiva ca suto na pitā bhītarato na ca | ādāne vā visarge vā strīdhane prabhavīṣṭavāḥ || yadi hy ekatāro'py eṣāṁ strīdhananām bhakṣayed balāt | savīḍhikam pradāpavāḥ syād dañḍanī caiva samāpnuyāt || tad eva yady anujñāpya bhakṣayet prītipūrvakam | mülyam eva pradāpavāḥ syād yady asau dhanavān bhavet ||) 云々 cf. K. 915. 云々 M. viii. 29 云々「彼女は、命を中心とする親戚 ④ 云々を用ひるゝか 云々、女へ ⑤ 云々の財産の代用は彼女の経済をもつゝ ⑥ 云々」(Gīvantinām tu tāśām ye tad dhaneyuh svabandhavāḥ | tāñ chīyāc caurādandena dhārmikāḥ prīthivipatih ||) 云々、寡婦など ⑦ 云々 strīdhana を消費

する親戚に對して罰を科す「*वयोऽन्तर्वासम्*」とを規定し⁴¹。B. xxvi. 105 に「*कुलं नादं*・親戚が彼女に對してやめたび、財産を奪ふべ
きには、王は彼らを盜賊をもつて打つべきであれ」(*sapijūdā bāndhavā ye tu tasyāḥ syuḥ pariparathinah | himsyur dhanāni
tān rājā cauradandēṇa ghātayet ||*) である。⁴² Devala (Kṛt. Vy. p. 686, Apa. p. 755) ab に「無縫に處分しまだ使用す
ぬ女には、婦女に利息をやえて支拂うべきであれ」(*cmṛṣā mokṣe ca bhoge ca striyai dadyāt savṛdhikām ||*) である。

41 K. 906. saudāyike sadā strīnām svātantryam parikirtitam | vikrave caiva dāne ca yathesṭhaṁ sthāvareśv
api ||

42 N. i. 26~28 に「婦女が行つた行為、人に家屋・土地の贈與・抵當・賣却は無效であると賢者は云ふ。ある人の夫
によつて、夫がいなきには男子によつて、夫と男子とがいなきには王によつて承認されるならば、有效である。夫が愛
情によつて妻に與えたものは、夫の死後に不動産を除いて任意に費して與えても可い」(*strikrāñy apramāñāni kāryāny
āhur maniṣiḥ | viśeṣato gṛha-kṣetra-dān-ādhamaṇa-vikrayāḥ || etāny eva pramaṇāni bhartā yady anumanyate |
putraḥ patyur abhāve ca rājā ca patiputrayoḥ || bhartrā pritenā yad dattān strīyai tasmin mrite'pi tat | sā yathā-
kāman aśiyād dadyād vā sthāvarād rte ||*) である。

43 Kaut. iii. 2. p. 152 に「三分・男子・義女子を維持するべきに、また〔夫が〕旅行して備えおかねべきには、妻がやれ
(*strīdhana*) を使用する罪悪ではない。災害・病氣・窮乏の恐怖を除くため、また祭儀の施行のために夫が〔使用する〕
回向へ〔勝惡ではない〕」(ad ātma-putra-snuṣa-bharmāni pravāsapratividhāne ca bhāryāyā bhoktum adoṣah, prati-
rodhaka-vyādhī-durbhikṣa-bhava-pratikāre dharmakārye ca patyuh.) である。

44 K. 905 (=B. xxvi. 30) に「*स*audāyika ⑥財産を得て婦人は獨立し見做され。さればみじめにならなきように生活費とし
て被ふ（父母など）云々」(saudāyikan dhanām prāpya strīnām svātantryam iṣyate | yasmāt
tadānīśāṁsyārthaṁ tair dattām upajivanam ||) である。

古典ヒンズー法の婦女の家産相続おもに Strīdhana に關する規定

- 45 Y. ii. 147. durbhīṣe dharmakārye ca vyādhau sampratirodhake | gṛhitam strīhanam bhartā na striyā datum arhati ||
- 46 Devala (前註 35) にも危機の場合には夫が費ナレルを認ムトス。然れど Devala は前註 41 の規定の終句トス「ムニマニ男子の危機を救ひときムテ strīhana を使用ナムル」を許ムベ。」(putrārthiharaṇe vāpi strīhanam bhoktum arhati ||) トス。
- 47 K. 914 には「病氣にかゝル、災害にかゝル、おた貴賤者にかゝル經年也ムトス」、「熟ル」ルセム延リテ敵撃ムテ興ムル場合ニセ。〔夫は〕任意に支拂の「アドバ」(vyādhitam vyasanasthaṁ ca dhanikair vopapāditam | jñātvā nisṛṣṭam yat prītyā dadyāt mecchayā tu sah ||) トス。
- 48 前註 27 参照。
- 49 M. ix. 131 ab には「母 yautaka ムニムニルムル」(mātus tu yautakāṁ yat syāt kumāri-bhāga eva sah ||) トス。 yautaka トス Y. ii. 149 ムニムニルムル strīhana ムニムニルムル (cf.Kane : HDh. iii. pp. 778 f.)。 Y. ii. 117 cd には「女子は母の債務を差引いた際の「取ム」。彼女がこなければ子孫が「取ム」」(mātūr duhitaraḥ śesam ṣnat tābhya rte'nvayah ||) トス。 Vi. xvii. 21 には「子孫の婦女はその財産がすべてに女子に歸す」(sarvesv eva prasīyāyāṁ yad dhanam tadduhiṅgāni.) トス。 N.xiii. 2 cd には「母〔Q 祀後〕には女子が、女子がうなづくからせむ〔子孫の〔財産〕〕(mātūr duhitara'bhāve duhiṅtām tadanvayaḥ ||) トス。 SL. 298 には「未婚女子は strīhanam トス。」(strīhanam kanyā labhate, tadapatyasya ca dravyām kanyābhāgaḥ.) トス。 SL の規定は前註 Q Y. N の規定と同様に女子に次ぐに彼女の女子が相續するルルトス。
- 50 B. xxvi. 31. strīhanam syād apatyānāṁ duhitā ca tadaṁśini | aprattā cet samūḍhā tu labhate mānamātrakam ||

- 51 K. 918 ab. duhitārām abhāvē tu rikthām putreṣu tad bhavet || cf. Pāraskara (Kane : HDh. iii. p. 791. n. 1534). べし K. 917 は「夫の姉妹は bandhu である」如く如く。じつは strīdhana の分類の趣旨を述べる
 べし (bhaginyo bāndhavaiḥ sādham vibhajeran sabbhartṛkāḥ | strīdhanaśyeti dharma-yām vibhāgas tu prakalpitāḥ ||) p. 721 は 718 に續く 717 が引用われて べし。^ノ

52 M. ix. 193. yās tāsāṁ syur duhitāras tāsāṁ api yathārhataḥ | mātānahyā dhanāt kiñcit pradeyam pṛītipūra-
 kam || 補註 49 べし B. xxvi. 33 略。

53 M. ix. 192. jananyām samsthitiyām tu samān sarve sahodarāḥ | bhajeran mātikām rikthām bhaginyāś ca sanā-
 bhayāḥ || 同上 195 cd は「夫の生存中に妻が死すれば夫は財産を有する」如く如く (patyau jivati vṛttayāḥ
 prajāyās taddhanām bhavet ||) べし。

54 SL. 297 は「同胎の男子と未婚女子は〔母の〕財産を均一に〔取る〕慣習」(samān sarve sodaryā dravyam
 arhanti kumāryāś ca.) べし Devala (Kane : HDh. iii. p. 791. n. 1533) は「死んだ婦女の strīdhana は男子と未婚
 女子との同等に屬る」(sāmānyam putrakanyānām mṛtyām strīdhanaṁ striyām ||) べし。

55 Paithinasi (Krt. Vy. p. 691) は「歌中で「歌の歌は女が歌う歌は男が歌う歌は〔歌の〕慣習」(歌の歌は
 は未婚女子の歌は姉妹が歌う歌は歌は〔歌の〕慣習) (pretāyām putrikāyām na bhartā taddravyam arhaty aputrāyām ku-
 māryā svasrā vā tad grāhyam.) べし (SL. 295 せむの補半も 1 篇半も) Kaut. iii. 2. P. 153 は「夫
 の生存中は〔妻が〕死ぬれば夫は、男子の生存中は strīdhana である」如く如く。男子たる者は女子が、女子が生
 ずる者は夫は [strīdhana の如き] (jivati bhartari mṛtyāḥ putrā duhitārāś ca strīdhanaṁ vibhajeran. aputrāyāḥ
 duhitārāḥ tadabhāvē bhartī.) べし。

古典ヒンドゥー法の婦女の家産相続および Stridhana に関する規定

- 56 Devala. aprajāyā hared bharta mātā bhrātā pitāpi vā || 人妻父母祖 54 の規定の cd に附る。
- 57 婚姻法規定による「夫の死後妻は夫の親族が妻の夫の親族が取扱いを記す」夫が相続するが五形態、父母が相続するが相続。
- 58 なお M はガーナダルヴァ婚にて夫が stīdhana と記し、夫が相続するが五形態、父母が相続するが三形態に附る。
- 59 Y. ii. 144. bandhudattam tathā śulkam anvādheyakam eva ca | aprajāyām atītāyāñ bāndhavās tad avāpnuyuh || Kaut. iii. 2. p. 153 に「縁賣 (śulka)」と anvādheya と親戚が與ふべきは、親戚が取扱いを記す」(śulkam anvādeyan anyad vā bandhubhir dattam bāndhavā hareyuh.) に附る。
- 60 K. 918 cd. bandhudattam tu bandhūnāñ abhāve bhartṛgāmi tat ||
- 61 M. ix. 200 = Vi. xvii. 22 (=B. xxvi. 61). patyau jivati yah stribhir alākāro dhṛto bhavet | na tam bhajeran dayāda bhajamānāḥ patanti te ||
- 62 K. 907 には「夫の死後に妻は夫の親族が妻の夫の親族が取扱いを記す」夫の生存中は夫の親族が妻の夫の親族が取扱いを記す (bhartṛdayam mṛte patyau vinyaset stri yathesṭah | vidyamāne tu samrakṣet kṛapayet tatkule nyatha ||)